

# 京丹後市最終処分場整備工事

## 募集要領

令和8年10月

京 丹 後 市



## 目 次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 第 1 章 募集要領の位置付け         | 1  |
| 第 2 章 事業概要              | 2  |
| 1. 工事名                  | 2  |
| 2. 対象となる公共施設等の種類        | 2  |
| 3. 公共施設等の管理者の名称         | 2  |
| 4. 事業の目的                | 2  |
| 5. 公共施設等の概要             | 2  |
| 6. 工期                   | 2  |
| 7. 本工事の実施形態             | 2  |
| 8. 本工事の区分               | 3  |
| 9. 事業者の募集及び選定スケジュール（予定） | 4  |
| 10. 法令等の遵守              | 4  |
| 第 3 章 応募に関する条件等         | 5  |
| 1. 応募資格                 | 5  |
| 2. 応募資格の確認              | 12 |
| 3. 提案限度額                | 13 |
| 第 4 章 事業者の決定            | 14 |
| 1. 優先交渉権者の決定            | 14 |
| 2. 契約手続等                | 14 |
| 第 5 章 応募手続等             | 17 |
| 1. 応募手続                 | 17 |
| 2. 公募参加に関する留意事項         | 19 |
| 第 6 章 提出書類              | 22 |
| 1. 参加表明書及び応募資格確認申請書類    | 22 |
| 2. 参加辞退時の提出書類           | 22 |
| 3. 技術提案書類               | 22 |
| 第 7 章 提出書類作成要領          | 24 |
| 1. 一般的事項                | 24 |
| 2. 応募資格確認申請時の提出書類       | 24 |

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 3. 価格提案書              | 24 |
| 4. 技術提案書              | 24 |
| 5. 留意事項               | 25 |
| 第 8 章 その他             | 26 |
| 1. 必要事項等の追加           | 26 |
| 2. 情報公開及び情報提供         | 26 |
| 別紙 1 価格提案書等の提出用封筒作成要領 | 27 |

## 第1章 募集要領の位置付け

「京丹後市最終処分場整備工事 募集要領」（以下「本募集要領」という。）は、京丹後市（以下「本市」という。）が実施する「京丹後市最終処分場整備工事」（以下「本工事」という。）を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、公示するものである。

本工事に係る公募については、関係法令に定めるもののほか、本募集要領による。また、以下に示す資料は、本募集要領と一体のものである（以下「募集要領等」という。）。

1. 京丹後市最終処分場整備工事 優先交渉権者選定基準
2. 京丹後市最終処分場整備工事 様式集
3. 京丹後市最終処分場整備工事 共通仕様書
4. 埋立地造成工事 工事仕様書
5. 浸出水処理施設等建設工事 発注仕様書
6. 埋立地造成工事 設計図面
7. 埋立地造成工事 金抜設計書

## 第2章 事業概要

### 1. 工事名

京丹後市最終処分場整備工事

### 2. 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設（最終処分場）

### 3. 公共施設等の管理者の名称

京丹後市長 中山 泰

### 4. 事業の目的

本市内で発生する一般廃棄物の適正かつ安定した最終処分を継続するため、新たな最終処分場の整備工事を行うものである。

### 5. 公共施設等の概要

#### (1) 名称

京丹後市一般廃棄物最終処分場

#### (2) 建設予定地

京丹後市網野町三津地内

#### (3) 施設概要

|       |                                                                  |
|-------|------------------------------------------------------------------|
| 施設の種類 | 一般廃棄物最終処分場                                                       |
| 埋立廃棄物 | 焼却残渣、不燃ごみ、災害廃棄物、海岸漂着ごみ                                           |
| 主要施設  | 貯留構造物、地下水集排水施設、遮水工、雨水集排水施設、浸出水集排水施設、埋立ガス処理施設、浸出水処理施設、埋立前処理施設、その他 |

### 6. 工期

契約締結日の翌日から令和 11 年 12 月 28 日

※本工事の請負契約は、京丹後市議会の議決に付すべき契約となり、本契約の締結は令和 9 年 3 月議会を予定する。

### 7. 本工事の実施形態

(1) 本工事は、埋立地造成工事と浸出水処理施設等建設工事に大別され、前者は図面発注（仕

様規定)、後者は性能発注(性能規定)とし、両工事を一括して行う。

- (2) 本工事を実施する事業者には、専門的かつ高度な技術力が要求されることから、公募型プロポーザル方式により技術提案を募集し、最も適切な者を選定する。
- (3) 本工事は、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する予定である。

## 8. 本工事の区分

本工事の内容は、京丹後市最終処分場整備工事 共通仕様書、埋立地造成工事 工事仕様書、浸出水処理施設等建設工事 発注仕様書、埋立地造成工事 設計図面、埋立地造成工事 金抜設計書を参照すること。埋立地造成工事と浸出水処理施設等建設工事の主な工事内容は以下のとおりである。

| 区分           |            | 主な工事内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 埋立地造成工事      | 図面発注(仕様規定) | <p>埋立地造成工事</p> <p>施設規模 埋立面積 16,500m<sup>2</sup>、埋立容量 112,000m<sup>3</sup>、埋立期間約 15 年</p> <p>埋立構造 準好気性埋立構造 埋立深さ H=14.0m</p> <p>【主な工種】</p> <p>遮水工 二重構造遮水シート(漏水検知システム共) A=21,000m<sup>2</sup><br/>漏水検知システム 検知範囲/4m<sup>2</sup></p> <p>地盤対策 中層混合処理 等</p> <p>擁壁工 ブロック積、箱型 L=430m</p> <p>補強盛土 ジオテキスタイル補強盛り土 L=105m、V=13,600m<sup>3</sup></p> <p>集水ピット 鉄筋コンクリート構造物(埋立地一体構造)</p> |
| 浸出水処理施設等建設工事 | 性能発注(性能規定) | <p>浸出水処理施設等建設工事</p> <p>処理能力 70m<sup>3</sup>/日</p> <p>調整設備容量 4,329m<sup>3</sup> 以上</p> <p>処理方式 カルシウム除去+生物処理(硝化・脱窒)+凝集沈殿処理<br/>+砂ろ過+活性炭吸着+消毒(河川放流)</p> <p>【主な工種】</p> <p>浸出水処理施設等に係る設計 一式</p> <p>機械設備工事(凝集沈殿処理設備、生物処理設備等) 一式</p> <p>配管設備工事(浸出水処理施設配管布設、給水管布設等) 一式</p> <p>電気・計装設備工事 一式</p> <p>建築工事(地下水槽部躯体、施設上屋等) 一式</p> <p>埋立前処理施設工事 一式</p> <p>試運転・性能試験 一式</p>              |

## 9. 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

本工事における事業者の募集・選定スケジュールは次のとおりとする。

| 日 程                             | 内 容                             |
|---------------------------------|---------------------------------|
| 令和8年 10月 23日（金）                 | 公募開始、募集要領等                      |
| 令和8年 10月 26日（月）<br>～ 10月 30日（金） | 関係資料の配付<br>本募集要領（応募資格）に関する質問の受付 |
| 令和8年 11月 4日（水）                  | 本募集要領（応募資格）に関する質問の回答（予定）        |
| 令和8年 11月 4日（水）<br>～ 11月 9日（月）   | 参加表明書及び応募資格確認申請書類の受付            |
| 令和8年 11月 16日（月）                 | 資格審査結果の通知                       |
| 令和8年 11月 16日（月）<br>～ 11月 18日（水） | 募集要領等に関する質問の受付                  |
| 令和8年 11月 26日（木）                 | 募集要領等に関する質問の回答（予定）              |
| 令和9年 1月 14日（木）                  | 技術提案書類の受付                       |
| 令和9年 2月 15日（月）                  | 技術提案書類に関するヒアリング、審査              |
| 令和9年 2月 中旬～下旬                   | 優先交渉権者の決定<br>審査結果通知及び結果の公表      |
| 令和9年 3月 上旬                      | 仮契約締結                           |
| 令和9年 3月 下旬                      | 契約締結                            |

## 10. 法令等の遵守

本市及び事業者は、本工事を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

## 第3章 応募に関する条件等

### 1. 応募資格

応募者は、次に掲げる要件をすべて満たした特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 「建築工事」とは、浸出水処理施設、埋立前処理施設に係る建築工事（建築電気設備工事及び建築機械設備工事を含む。）をいう。
- ② 「建築工事担当構成員」とは、建築工事を分担して施工する構成員であって、構成員1、構成員2又は構成員3のうち、応募資格確認申請時に応募者が指定する1者をいう。
- ③ 「設計協力事務所」とは、建築工事に係る設計の一部を担う者であって、建築士法第23条の規定による建築士事務所の登録を受けた者（構成員及び協力会社以外の者を含む。）をいう。
- ④ 「協力会社」とは、構成員以外の者であって、共同企業体から工事の一部を請け負い、又は技術者を配置するものとして応募資格確認申請時に応募者が指定する者をいう。

#### (1) 共同企業体としての資格要件

- 1) 自主的に結成された共同企業体であること。
- 2) 経営の形態は、共同施工方式（甲型）又は分担施工方式（乙型）のいずれかであること。
- 3) 構成員は、5者以内で構成するものとし、施工方式により下記のとおりとする。

##### ア 共同施工方式（甲型）

1(2)及び1(3)の資格要件を満たすもの（以下「構成員1」という）1者。1(2)及び1(4)の資格要件を満たすもの（以下「構成員2」という。）1者。ただし、構成員1が1(4)に定める資格要件を全て満たす場合は、構成員1が構成員2を兼ねることができる。また、構成員2と同様の資格要件を満たす協力会社の参画をもって代えることができる。この場合、構成員2は不要とする。1(2)及び1(5)の資格要件を満たすもの（以下「構成員3」という。）1者以上3者以内の組み合わせとする。

##### イ 分担施工方式（乙型）

構成員1が1者。構成員2が1者。構成員3が1者以上3者以内の組み合わせとする。なお、各々の分担する工区又は工種等において、構成員が複数となる場合は共同施工方式（甲型 JV）を結成することは妨げない。ただし、分担施工方式においては、協力会社形態による応募は認めない。

- 4) 1構成員の出資比率（分担工事金額比率）は、企業体の編成方針に基づき、その比率又は分担によるものとし、最小限度は請負額の10%とする。
- 5) 各構成員の分担する工区又は工種等の責任の範囲が、共同企業体協定書等において明確にされていること。
- 6) 一の企業は、本工事の応募において、複数の共同企業体の構成員となることはできない。
- 7) 応募者は、応募資格確認申請時に、次の事項を記載した施工体制表を提出しなければ

らない。

ア 第 2 章 8 に定める工事区分ごとの担当構成員（建築工事にあつては建築工事担当構成員）

イ 配置予定技術者の氏名、資格、所属（構成員、協力会社又は設計協力事務所の別）及び担当する工区又は工種

ウ 設計協力事務所を用いる場合は、その名称及び担当業務の範囲

8) 本市は、前号の施工体制表により、建設業法その他の関係法令に基づく配置技術者の要件が充足されていることを確認するものとし、充足されていないと認めるときは、当該応募者を応募資格を有しない者として取り扱う。

9) 分担施工方式（乙型）においては、構成員 1 及び構成員 2 は、それぞれが分担する工事について現場代理人を配置するものとする。構成員 1 が配置する現場代理人は、埋立地造成工事に係る現場運営及び施工管理を行う者とする。構成員 2 が配置する現場代理人は、浸出水処理施設等建設工事に係る設計及び施工を総括管理する者とする。現場代理人の配置時期及び常駐の取扱い、契約約款及び本市の取扱いによるものとする。

なお、構成員 2 が配置する現場代理人の変更については、構成員 2 の資格要件に定めるところによる。

## (2) すべての構成員の資格要件

- 1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2) 公示の日から契約までの間のいずれの日においても、京丹後市建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- 3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条第 1 項もしくは第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。

ただし、新法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る新法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかったものとみなす。

- 4) 商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- 5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 6) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第

33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 7) 京丹後市暴力団等排除措置要綱（平成 23 年京丹後市告示第 68 号）に基づく排除措置を受けていない者及び同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- 8) 国税（法人税及び消費税）、都道府県民税（法人事業税）及び市区町村税（法人市区町村民税、固定資産税）に滞納がない者であること。
- 9) 「京丹後市新最終処分場整備に係る実施設計業務」又は「京丹後市新最終処分場建設工事に係る発注支援業務委託」の受託者（株式会社エイト日本技術開発）と資本若しくは人事面において関連がないこと。

なお、資本若しくは人事面で関連がある場合とは、次のアからオまでのいずれかに該当することをいう。

- ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう）と子会社（会社法第 2 条 3 号の規定による子会社をいう）の関係にある場合。
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
- ウ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
- エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
- オ 上記アからエと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

### (3) 構成員 1（代表者）の資格要件

- 1) 公示日において、令和 8 年度の京丹後市建設工事入札参加資格者名簿への登録があること。
- 2) 公示日から起算した最新の経営事項審査の土木工事における総合評定値（P 点）が 1,200 点以上であり、建設業法第 3 条の規定に基づく「土木工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- 3) 支店等の場合にあっては、当該支店等が建設業法第 3 条に規定する営業所（土木一式工事に係る建設工事の請負契約を締結する事務所）であること。
- 4) 平成 23 年度以降に完成した国、地方公共団体又は事業組合等の発注による一般廃棄物最終処分場、管理型産業廃棄物最終処分場において、施設規模が埋立容量 112,000m<sup>3</sup>以上の整備工事を元請けとして施工した実績を有すること（共同企業体での実績も認めることとする）。
- 5) 1(1)3)アただし書の規定により、構成員 2 と同様の資格要件を満たすものを協力会社（以下「浸出水処理施設協力会社」という。）として参画させる場合（以下「協力会社形態」という。）は、本号に定める要件に加え、1(7)に定める資格要件をすべて満たすこと。
- 6) 下記アからウまですべての要件を満たす監理技術者を、本工事現場に専任で配置できる者であること。ただし、施工に当たって、監理技術者は原則として変更できないが、やむを得ない特別な理由（病気、死亡及び退職等）により変更する場合は、当該技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を専任で配置すること。

ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ① 技術士（建設部門）の資格を有する者
- ② これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

イ 土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けている者で監理技術者講習修了証を有するもの

ウ 技術提案書提出日から起算して3か月以上前から引き続き、構成員1と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

#### (4) 構成員2の資格要件

構成員2を共同企業体の構成員とする場合、構成員2は次に掲げる要件をすべて満たすこと。なお、協力会社形態による場合における構成員1及び浸出水処理施設協力会社の資格要件は、1(7)に定めるところによる。

- 1) 公示日において、令和8年度の京丹後市建設工事入札参加資格者名簿への登録があること。
- 2) 経営事項審査結果の「機械器具設置工事」又は「清掃施設工事」の総合評定値（P点）が1,000点以上の者。
- 3) 建設業法第3条の規定に基づく「機械器具設置工事」又は「清掃施設工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- 4) 平成23年度以降に完成した地方公共団体又は事業組合等の発注による一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場において、処理量70m<sup>3</sup>/日以上浸出水処理施設工事を元請けとして施工した実績を有すること（共同企業体での実績も認めることとする）。
- 5) 次に掲げる技術者を配置できること。

ア 設計と施工の全てを総括管理する者（以下「現場代理人」という。）

イ プラント設備工事に係る設計を監理する技術者（以下「設計監理技術者（プラント）」という。）

ウ 建築工事に係る設計を監理する技術者（以下「設計監理技術者（建築）」という。）

エ プラント設備工事に係る施工管理を行う技術者（以下「施工管理技術者（プラント）」という。）

なお、施工管理技術者（プラント）が現場代理人を兼務することを認めることとする。また、建築工事に係る施工を管理する技術者については、1(6)に定めるところによる。

- 6) 前号の技術者の配置に関する要件は、次のとおりとする。

ア 現場代理人及び施工管理技術者（プラント）は、構成員からの配置とする。

ただし、共同施工方式（甲型）において構成員1が構成員2を兼ねる場合又は協力会社形態による場合は、浸出水処理施設等建設工事に係る現場代理人の配置を要しないものとする。この場合において、施工管理技術者（プラント）は構成員1から配置するものとする。

- イ 設計監理技術者（プラント）は、構成員又は協力会社からの配置を認めることとする。
- ウ 設計監理技術者（建築）は、構成員、協力会社又は設計協力事務所からの配置を認めることとする。
- エ 現場代理人は、契約約款及び本市の取扱いに基づき配置するものとする。施工管理技術者（プラント）は、建設業法及び監理技術者制度運用マニュアルその他の関係規定に基づき配置するものとする。工場製作のみが行われ、現地施工が行われていない期間について、関係法令上専任を要しないと認められる場合は、その取扱いによるものとする。現場代理人及び施工管理技術者（プラント）は、技術提案書提出日から起算して3か月以上前から引き続き配置した構成員と直接的雇用関係にあること。
- オ 設計監理技術者（プラント）及び設計監理技術者（建築）は、技術提案書提出日から起算して3か月以上前から引き続き配置した構成員、協力会社又は設計協力事務所と直接的雇用関係にあること。
- カ 施工管理技術者（プラント）は、建設業法及び監理技術者制度運用マニュアルその他の関係規定に基づき、専任を要する期間において、他の工事の現場に技術者として配置されていないこと。また、設計監理技術者（プラント）及び設計監理技術者（建築）については、この限りではない。
- キ 構成員2が配置する現場代理人は、設計・工場製作等を主とする期間から現地施工を主とする期間へ移行する場合その他施工段階に応じた交代が合理的であると本市が認める場合は、変更することができる。
- ク 変更に当たっては、後任者が当初配置予定者と同等以上の能力を有すると認められ、変更時点で構成員2と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることを要する。この場合において、構成員2は、あらかじめ変更理由、変更時期、後任者の資格及び経験、引継ぎ方法並びに変更後の施工管理体制を記載した書類を本市に提出し、その承認を得なければならない。
- ケ 設計監理技術者（建築）は、技術提案書提出日までに一級建築士の資格を有する者であること。
- コ 設計監理技術者（プラント）は、浸出水処理施設又は同種の水処理施設の設計業務に従事した経験を有する者であること。
- サ 施工管理技術者（プラント）は、技術提案書提出日までに「機械器具設置工事業」又は「清掃施設工事業」の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者であること。

#### (5) 構成員3の資格要件

- 1) 京丹後市内に建設業法第3条の規定に基づく本店を有する者（市内業者）で、公示日において、令和8年度京丹後市建設工事競争入札参加資格者のうち、「土木一式工事」又は「建築一式工事」の「A等級」に認定されている者であること。この場合において、構成員3が建築工事担当構成員となるときは、「建築一式工事」の「A等級」に認定されている者であることを要する。

2) 下記ア、イ記載のすべての要件を満たす主任技術者を、本工事現場に専任で配置できる者であること。ただし、施工に当たって、主任技術者は原則として変更できないが、やむを得ない特別な理由(病気、死亡及び退職等)により変更する場合は、当該技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を専任で配置すること。

ア 1級土木施工管理技士又は1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ① 技術士（建設部門）の資格を有する者
- ② 一級建築士の資格を有する者
- ③ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

イ 他の構成員として申請した者と直接的かつ恒常的（申請書提出期限日を含め連続して3か月以上継続していること。）な雇用関係にある者

#### (6) 建築工事担当構成員の資格要件

建築工事担当構成員は、構成員1、構成員2又は構成員3のうちいずれか1者とし、当該構成員は、その者に適用される1(3)、1(4)又は1(5)に定める資格要件に加え、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

##### 1) 建設業許可

建築工事の施工に必要な建設業法第3条の規定に基づく建設業の許可（建築一式工事に係るものを含む。）を受けていること。この場合において、当該許可は、その分担する工事の内容及び金額に応じ、同条第1項第2号に規定する特定建設業の許可であることを要する。

##### 2) 配置技術者

建築工事に係る施工管理を行う技術者（以下「施工管理技術者（建築）」という。）を、配置できること。施工管理技術者（建築）の専任配置については、建設業法及び監理技術者制度運用マニュアルその他の関係規定に基づき取り扱うものとする。建築工事の現地施工が行われていない期間について、関係法令上専任を要しないと認められる場合は、その取扱いによるものとする。

##### 3) 施工管理技術者（建築）の要件

ア 技術提案書提出日までに、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者であること。ただし、その分担する建築工事について建設業法上の監理技術者の配置を要しない場合は、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する主任技術者をもって代えることができる。

イ 技術提案書提出日から起算して3か月以上前から引き続き、建築工事担当構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ウ 建設業法及び監理技術者制度運用マニュアルその他の関係規定により専任を要する期間において、他の工事の現場に技術者として配置されていないこと。

エ 施工管理技術者（建築）は、1(3)6)に定める監理技術者、1(4)5)エに定める施工管理技術者（プラント）と兼務することができない。ただし、構成員3が建築工事担当構成員となる場合は、施工管理技術者（建築）は1(5)2)に定める主任技術者と兼務する

ことができる。また、建設業法その他の関係法令の規定により兼務が認められる場合は、この限りではない。

4) 設計協力事務所を用いる場合の要件

建築工事に係る設計の一部を設計協力事務所に委託する場合は、当該設計協力事務所の名称、建築士事務所登録番号及び担当技術者を応募資格確認申請書に記載すること。この場合においても、建築工事に係る設計及び施工の責任は、共同企業体が一体として負うものとする。

(7) 協力会社形態による場合の構成員 1 の追加資格要件

協力会社形態により応募する場合、構成員 1 は 1(2)及び 1(3)に定める資格要件に加え、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

1) 建設業許可

建設業法第 3 条の規定に基づく「清掃施設工事」又は「機械器具設置工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。

2) 施工実績

平成 23 年度以降に完成した一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場において、浸出水処理施設工事を元請けとして施工した実績を有すること（共同企業体での実績も認めることとする）。

3) 配置技術者

1(4)5)及び 6)に定める現場代理人、設計監理技術者（プラント）、設計監理技術者（建築）及び施工管理技術者（プラント）を配置できること。施工管理技術者（プラント）は、構成員 1 から配置するものとする。なお、浸出水処理施設等建設工事に係る現場代理人の配置については、1(4)6)アに定めるところによる。この場合において、1(4)5)及び 6)中「構成員」とあるのは「構成員 1」と読み替えるものとする。

4) 兼務制限

前号に定める施工管理技術者（プラント）は、1(3)6)に定める監理技術者と兼務することができない。ただし、建設業法その他の関係法令の規定により兼務が認められ、かつ、それぞれの職務を適切に履行できる施工管理体制を確保できる場合は、この限りでない。

5) 設計監理技術者の配置元

1(4)6)イ及びウの規定にかかわらず、設計監理技術者（プラント）は、構成員又は浸出水処理施設協力会社からの配置を認めることとする。設計監理技術者（建築）は、構成員、浸出水処理施設協力会社又は設計協力事務所からの配置を認めることとする。

6) 建築工事担当構成員

協力会社形態による場合、1(6)中「構成員 1、構成員 2 又は構成員 3」とあるのは「構成員 1 又は構成員 3」と、「1(3)、1(4)又は 1(5)」とあるのは「1(3)及び 1(7)又は 1(5)」と読み替えるものとする。

7) 浸出水処理施設協力会社に関する要件

ア 浸出水処理施設協力会社は、1(2)に定める要件（同号 9）を含む。）を満たす者であること。

イ 浸出水処理施設協力会社は、1(4)1)、2)、3)及び4)に定める要件を満たす者であること。

ウ 浸出水処理施設協力会社は、共同企業体の出資比率（分担工事金額比率）の算定に含めない。

エ 応募資格確認基準日の翌日以降に浸出水処理施設協力会社がア及びイの要件を欠いた場合の取扱いは、2(2)から(4)までの規定を準用する。この場合において、「構成員」とあるのは「浸出水処理施設協力会社」と読み替えるものとする。

#### 8) 施工体制の確認

協力会社形態による場合、構成員1は、1(1)7)に定める施工体制表において、浸出水処理施設等建設工事に係る施工管理の実施体制を明らかにしなければならない。本市は、当該体制が建設業法第22条の規定に照らし適切でないと認めるときは、当該応募者を応募資格を有しない者として取り扱う。

#### (8) その他

1) 事業協同組合等にあつては中小企業庁の官公需適格組合の証明（応募資格確認申請書受付最終日において有効なもの）を受けている者であること。また、「官公需適格組合」と「その組合員」が結成する共同企業体又はそれぞれが独自に結成する両共同企業体は、参加申請することは認められない。

2) 共同企業体結成後、承認を得る前に構成員を変更することは原則として認めない。

### 2. 応募資格の確認

(1) 応募資格確認基準日は応募資格確認申請書受付最終日とする。ただし、各証明書類の有効期限は、応募資格確認基準日から起算して3か月以内とする。

(2) 応募資格確認基準日の翌日から技術提案書類提出日までの間に構成企業が応募資格を欠いた場合、当該参加者は本プロポーザルに参加できない。ただし、構成員1以外の構成員が応募資格を欠いた場合は、応募資格を欠いた構成員に代わって、応募資格を補充し、応募資格を確認のうえ、本市が認めた場合は本プロポーザルに参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成員の応募資格確認基準日は、当初の構成員が応募資格を欠いた日とする。

(3) 技術提案書類提出日の翌日から優先交渉権者決定日までの間に参加者が応募資格を欠いた場合、本市は当該参加者を優先交渉権者決定のための審査対象から除外する。

(4) 優先交渉権者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に優先交渉権者又は次点交渉権者が応募資格を欠いた場合、本市は優先交渉権者又は次点交渉権者を本工事を実施する者として決定しない場合がある。また、本市が本工事を実施する者に決定した者が応募資格を欠いた場合、本市は契約を締結しない場合がある。これらの場合において、本市は一切の費用負担を負わないものとする。

- (5) 設計協力事務所については、2(2)から(4)までの規定を準用する。この場合において、「構成員」とあるのは「設計協力事務所」と読み替えるものとする。ただし、設計協力事務所の変更については、本市の承認を得た場合に限り認めるものとする。

### 3. 提案限度額

#### (1) 提案限度額

本工事の提案限度額は、次のとおりとする。

提案限度額        6, 1 0 0, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税は含まない）

#### (2) 留意事項

最低制限価格及び調査基準価格は設定していない。

## 第4章 事業者の決定

### 1. 優先交渉権者の決定

#### (1) 優先交渉権者の決定

本工事は、埋立地造成工事と浸出水処理施設等建設工事の施工箇所が隣接・重複しており、分割発注では工程に支障をきたすことが想定されることから、工程・品質・安全の統合管理が可能であり、令和 11 年度の供用開始という目標達成に最も合理的であると考えられる一括発注にて最終処分場を整備するものである。このため、事業者のノウハウや固有技術の活用による施設の性能・機能面の品質向上及びコスト縮減を図りつつ、工期内完成を求めている。したがって、優先交渉権者の決定方法については、提案価格のほか、技術提案の内容、本市の要求する仕様との適合性等の各面から総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

提案限度額の範囲内で、募集要領等で指定する仕様、性能等を満たしている提案をした参加者の中から、上記の方法をもって優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

優先交渉権者決定にあたっての基準等は、「京丹後市最終処分場整備工事 優先交渉権者選定基準」（以下「選定基準」という。）による。

#### (2) 技術提案書の審査

参加者から提出された技術提案書は、「京丹後市最終処分場整備工事プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において審査を行い、最優秀提案者、次点提案者を選定する。

なお、本工事の優先交渉権者決定までの間に、本工事に関して、参加者やそれと同一と判断される団体等が、審査委員会の委員に面談を求めたり、参加者の PR 書類等を提出することにより、自己を有利に、又は他の参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

#### (3) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

本市は、審査委員会による審査結果を踏まえて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

#### (4) 決定結果の通知及び公表

決定結果は、優先交渉権者及び次点交渉権者の決定後、速やかに参加者に対して通知するとともに、本市ホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

### 2. 契約手続等

#### (1) 契約詳細の協議

本市は、優先交渉権者と随意契約に向けた交渉を進め、交渉の結果契約の相手方として適していると判断した場合は、その業者を見積予定業者として決定し見積書を徴取する。

提出された見積書は本市が予め作成する予定価格と見積もり合わせを行い予定価格の範囲内で随意契約を行う。

## (2) 契約の締結

本市は、(1)及び(2)の手続きにおいて、優先交渉権者と契約内容に関する協議が成立した場合、優先交渉権者を事業者として決定し、事業者と建設工事請負契約の仮契約を締結する。仮契約は、建設工事請負契約の締結について市議会の議決を得たときに本契約として成立する。

## (3) 契約を締結しない場合

### 1) 応募資格の欠如

優先交渉権者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、優先交渉権者（構成員のいずれか）が応募資格を欠くこととなった場合、本市は優先交渉権者と契約を締結しない場合がある。

### 2) 不公正な応募

優先交渉権者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、優先交渉権者（構成員のいずれか）が次のいずれかに該当する場合、本市は、優先交渉権者に書面で通知することにより、建設工事請負契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができるものとする。

ア 公正取引委員会が、優先交渉権者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令。）を行ったとき。

イ 優先交渉権者が、公正取引委員会が優先交渉権者に違反行為があったとして行った独占禁止法第 76 条に規定する排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟を提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

ウ 優先交渉権者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定による刑が確定したとき。

### 3) 反社会的勢力の排除

優先交渉権者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、優先交渉権者（構成員のいずれか）が次の各号所定のいずれかに該当する場合、本市は、優先交渉権者に書面で通知することにより、建設工事請負契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができるものとする。

ア 役員等（優先交渉権者が個人である場合にはその者を、優先交渉権者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本項において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下本項において同じ。）であると認められると

き。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

#### 4) 留意事項

契約内容に関する協議が成立しない場合、上記1) から3) により建設工事請負契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない場合、本市は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。この場合、本市は、次点交渉権者と契約交渉を行う。

#### (4) 契約保証金

事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の10分の1以上の額を契約締結日までに納付するものとする。

#### (5) 支払い条件

最終年度以外の各年度の支払限度額は、次のとおりとする。

令和9年度 1, 583, 700千円（消費税及び地方消費税を含む）

令和10年度 3, 525, 000千円（                      ”                      ）

## 第5章 応募手続等

### 1. 応募手続

#### (1) 募集要領等の公示

本市は、次のとおり、募集要領等を公示する。

##### 1) 公示日

令和8年10月23日（金）

##### 2) 募集要領等の公示

募集要領等を本市のホームページにて公示する。

#### (2) 関係資料の配付

本市は、次のとおり、本工事に関する資料（電子データ）を配付する。

##### 1) 配付資料

- ア 実施設計報告書
- イ 地質調査報告書
- ウ 生活環境影響調査書

##### 2) 配付方法等

###### ア 配付期間

令和8年10月26日（月）から10月30日（金）までの9時から16時までとする。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

###### イ 配付場所

第5章1(10)を参照

###### ウ その他

配付対象者は本工事への参加を希望する企業とする。当該資料の受け取りに際しては、「1(10)事務局」に電話にて連絡し、配付を受けるための事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（名刺は不可とする。）を持参すること。

#### (3) 募集要領等に関する質問受付

募集要領等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

##### 1) 提出方法

募集要領等に関する質問がある場合は、「本募集要領（応募資格）に関する質問書」（様式第1号-1）、「募集要領等に関する質問書」（様式第1号-2）に必要事項を記入のうえ、電子メールにより1(10)に提出すること。これ以外での質問は受け付けない。

なお、文書形式は、Microsoft Excel 形式とすること。質問提出者は電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。

##### 2) 受付期間

###### ア 本募集要領（応募資格）に関する質問

令和8年10月26日（月）から10月30日（金）16時まで

イ 募集要領等に関する質問

令和 8 年 11 月 16 日（月）から 11 月 18 日（水）16 時まで

なお、募集要領等に関する質問については、1(6)により、応募資格を有することの確認を受けた参加者（構成員 1）のみ質問を提出することができるものとし、本募集要領に示す応募資格及び選定基準は質問の対象から除外する。

**(4) 募集要領等に関する質問への回答の公表**

募集要領等に関する質問への回答は、以下の日程に本市ホームページにおいて公表する予定である。ただし、本工事に直接関係しない質問、不当に混乱を招くことが危惧されると本市が判断した質問については回答しない。

ア 本募集要領（応募資格）に関する質問の回答（予定）

令和 8 年 11 月 4 日（水）

イ 募集要領等に関する質問の回答（予定）

令和 8 年 11 月 26 日（木）

**(5) 参加表明書及び応募資格確認申請書類の受付**

参加希望者は、次により応募資格確認の申請を行わなければならない。参加表明書及び応募資格確認申請書類は、正本 1 部、副本 1 部を以下のとおり提出すること。期限までに書類を提出しない者及び応募資格がないと認められた者は、本プロポーザルに応募することができない。

1) 提出書類

第 6 章に示すとおりとする。

2) 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とし、受付場所に受付期間内に必着とする。

3) 受付場所

「1(10)事務局」を参照

4) 受付期間

令和 8 年 11 月 4 日（水）から 11 月 9 日（月）までの 9 時から 16 時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

**(6) 資格審査結果の通知**

資格審査結果は、応募資格確認申請を行った参加希望者（構成員 1）に対して、令和 8 年 11 月 16 日（月）までに通知する。

なお、応募資格を有する旨の通知を受けた参加者（共同企業体名、企業体数等）については公表しない。

## (7) 参加の辞退

応募資格を有する旨の通知を受けた参加者が、参加を辞退する場合は、技術提案書類提出期限までに、参加辞退届（様式第 8 号）を提出すること。

## (8) 技術提案書類の提出

応募資格を有する旨の通知を受けた参加者は、技術提案書類を次のとおり提出すること。

### 1) 提出書類

第 6 章に示すとおりとする。

### 2) 提出方法

持参とする。

### 3) 受付場所

「1(10)事務局」を参照

### 4) 提出期限

令和 9 年 1 月 14 日（木）16 時まで

## (9) 技術提案書に関するヒアリング

審査委員会は、参加者に対し、次のとおりヒアリングを行う。

### 1) 開催日時（予定）

令和 9 年 2 月 15 日（月）

### 2) 場所

京丹後市役所

### 3) 実施方法

ヒアリングは、参加者毎に行う。

### 4) その他

プレゼンテーションに用いるスライドの印刷物の配付は可とする。なお、ヒアリング時間、プレゼンテーションの方法等の詳細は、各参加者（構成員 1）に対し、書面にて事前に別途通知する。

## (10) 事務局

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 担当部課  | 京丹後市 市民環境部 生活環境課              |
| 住所    | 〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地 |
| TEL   | 0772-69-0240（直通）              |
| FAX   | 0772-62-6716                  |
| 電子メール | kankyo@city.kyotango.lg.jp    |

## 2. 公募参加に関する留意事項

### (1) 公正な応募の確保

参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触することのないように留意すること。また、参加者は、本募集要領に定めるもの

のほか、関係法令を遵守すること。

**(2) 技術提案書類の書換え等の禁止**

参加者は、提出期限以降における技術提案書類の差し替え及び再提出をすることができない。

**(3) 公募の延期等**

本市は、公正に募集手続きを執行できないと認められるとき若しくはその恐れがある場合又は本市の都合により、公募手続を延期、中止又は取り消すことがある。

**(4) 応募の無効**

次に掲げる事項のいずれかに該当する応募は無効とする。

- 1) 応募資格のない者による応募
- 2) 応募資格確認申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をしたもの
- 3) 提出書類の記載事項が不明なもの又は技術提案書類に記名もしくは押印のないもの
- 4) 提出書類が不足しているもの
- 5) 2通以上の価格提案書を提出したもの
- 6) 価格提案書の金額を改ざんし、又は訂正したもの
- 7) その他参加に関する条件に違反したもの

**(5) 費用の負担**

本プロポーザルへの応募に関して参加者が要する費用は、それぞれの参加者の負担とする。

**(6) 使用言語、単位及び通貨**

使用する言語、単位及び通貨は、日本語、計量法（平成4年法律第51号）に定める単位及び日本国通貨に限る。

**(7) 技術提案書類の取扱い**

1) 著作権

技術提案書類の著作権は参加者に帰属する。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

3) 技術提案書類の使用等

提出された技術提案書類は、事業者の選定に関わる公表等以外に参加者に無断で使用しない（使用する場合は、事前に各参加者に確認する。）。公表、展示、その他本市が本工事に関し必要と認める用途に用いる場合は、本市はこれが無償で使用する事ができ

るものとする。

なお、提出された技術提案書類は返却しない。

**(8) 本市の提供する資料の取扱い**

参加者（技術提案書類提出までに辞退した者を含む。）は、本市が提供する資料を、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。

**(9) その他**

- 1) 参加者が1者であった場合も、選定基準に従い技術提案書類の審査を行う。
- 2) 本募集要領に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、資格審査結果の通知前においては本市ホームページにおいて公表する。適宜、ホームページにおいて確認すること。また、資格審査結果の通知後においては参加者（構成員1）に通知する。
- 3) 本市が提示する資料及び回答書は、募集要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

## 第6章 提出書類

### 1. 参加表明書及び応募資格確認申請書類

応募資格確認申請を行う参加希望者は、次の提出書類をまとめて正本1部、副本1部を提出すること。

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 参加表明書       | (様式第2号) |
| (2) 企業構成及び実施体制表 | (様式第3号) |
| (3) 応募資格確認申請書   | (様式第4号) |
| (4) 委任状（構成員1）   | (様式第5号) |
| (5) 委任状（代理人）    | (様式第6号) |
| (6) 応募資格を証明する書類 | (様式第7号) |

### 2. 参加辞退時の提出書類

参加辞退時は、次の書類を1部提出すること。

- |           |         |
|-----------|---------|
| (1) 参加辞退届 | (様式第8号) |
|-----------|---------|

### 3. 技術提案書類

次の書類を指定の部数提出すること。

| 提出書類                          |        | 部数                   |
|-------------------------------|--------|----------------------|
| 技術提案書類提出届等                    |        | 各1部                  |
| 価格提案書                         |        | 1部                   |
| 技術提案書                         | 提案書    | 各13部<br>(正本1部、副本12部) |
|                               | 施設設計図書 |                      |
|                               | 添付資料   |                      |
| 技術提案書の電子データ（正本、副本それぞれのデータを含む） |        | (CD-R等) 3部           |

- |                      |          |
|----------------------|----------|
| (1) 技術提案書類提出届等       |          |
| 1) 技術提案書類提出届         | (様式第9号)  |
| 2) 仕様等に関する誓約書        | (様式第10号) |
| (2) 価格提案書            | (様式第11号) |
| (3) 技術提案書            |          |
| 1) 提案書               | (様式第12号) |
| ア 施工体制、技術者の実績に関する提案書 | (様式第13号) |
| イ 工程計画、安全管理に関する提案書   | (様式第14号) |
| ウ 本工事の技術課題に関する提案書    | (様式第15号) |
| エ 維持管理、災害対応に関する提案書   | (様式第16号) |

- 2) 施設設計図書 (様式第 17 号)
- ア 施設概要説明書 (様式任意)
- a 施設設計概要、主要施設・設備の仕様、特徴的な提案内容等
- b 浸出水処理施設設備概要 (プロセス説明、処理工程概要図表)
- イ 設計条件・計算書等 (様式任意)
- a 遮水工 (遮水シート、保護マット、電氣的漏水検知システム等) の仕様一覧
- b 浸出水処理施設に係る設備容量計算書
- c 浸出水処理施設及び埋立前処理施設の機器仕様表
- d 設計・建設工事工程表
- e 浸出水処理施設等建設工事に係る工事費積算根拠資料 (数量、工事費)
- ウ 図面 (様式任意・A3 版)
- a 全体配置平面図
- b 車輛動線平面図
- c 見学者及び作業員動線平面図
- d 浸出水処理施設 フローシート・主要機器配置平断面図・立面図・仕上表
- e 埋立前処理施設 フローシート・主要機器配置平断面図・立面図・仕上表
- f 受変電設備単線結線図
- g その他、提案内容に関連する図面
- 3) 添付資料 (様式第 18 号)
- その他、提案等の根拠が確認できる資料がある場合には、添付資料にて取りまとめること。

## 第7章 提出書類作成要領

### 1. 一般的事項

各提出書類を作成するにあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は SI 単位とする。また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

### 2. 応募資格確認申請時の提出書類

参加表明書及び応募資格確認申請書類の作成にあたっては、特に本市の指示がない限り、提出書類一式を所定の順番でまとめ、正本 1 部、副本 1 部を提出すること。なお、副本は、正本の写しでよいものとする。

### 3. 価格提案書

価格提案書を作成するにあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 価格提案書（様式第 11 号）及び提案価格参考資料（様式第 11 号（別紙 1）、（別紙 2））は、封筒に入れ、密封して提出すること（別紙 1 参照）。
- (2) 提案価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。

### 4. 技術提案書

技術提案書を作成するにあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 提案書は、様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、様式集の順番で 1 冊にまとめ、A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各 13 部（正本 1 部、副本 12 部）提出すること。文字サイズは 11 ポイント以上（図表は含めない）とし、1 ページに概ね 1,600 字程度とすること。提案書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、本市から送付された資格審査結果通知書に記載された「受付名称」（以下「受付名称」という。）を右下欄に記入する。
- (2) 施設設計図書は、第 6 章 3(3)2)に記載した順番で 1 冊にまとめ、A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各 13 部（正本 1 部、副本 12 部）提出すること。施設設計図書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、受付名称を右下欄に記入する。また、図面については右下に図面名称及び受付名称を記入する。
- (3) 添付資料は、様式集の順番（各添付資料の該当する様式が分かるようにまとめること。）で 1 冊にまとめ、A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各 13 部（正本 1 部、副本 12 部）提出すること。添付資料には各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、様式第 18 号（添付資料の表紙）には、受付名称を右下欄に記入する。なお、添付資料が少ない場合には、(1) に示した提案書と一緒に 1 冊にまとめることも可とする。その場合は、提案書、添付資料の順番とすること。

- (4) 技術提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- (5) 正本は、表紙及び表紙以外の各様式において、企業名を明らかにすること（企業の凡例をつける対応も可とする。）。副本は、構成員又は協力会社かどうかにかかわらず、ロゴマークの使用を含めて企業名等がわかる記載をしてはならない。
- (6) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- (7) 本市に提出する電子データは、PDF 形式とし、提案書、施設設計図書、添付資料毎に様式集の順番でそれぞれ 1 つの PDF ファイルにまとめて提出すること。ただし、電子データのサイズに応じて PDF ファイルを複数に分割してもよい。また、PDF に加えて、様式集（Excel 版）については Microsoft Excel（Windows 版、xlsx 形式）も提出すること。なお、本市に提出する電子データには、印刷制限等のセキュリティ権限を設定しないこと（以下の資料についても同様とする。）。

## 5. 留意事項

技術提案書類の作成にあたっては、以下の条件を踏まえること。

### (1) 募集要領等の範囲外提案について

技術提案にあたり、募集要領等に規定する内容に適合しているか判断が難しい提案については、予め募集要領等に関する質問において、提案の適合性を本市に確認すること。本市の確認を得ずに提案を行った場合には、技術提案書の審査において、当該提案について評価の対象から除外する場合があるので注意すること。なお、質問内容が参加者のノウハウに関する場合には、個別に回答する場合がある。

### (2) 市内企業の活用

下請人等を選定する際は、建設業法に規定する主たる営業所（本社、本店）を本市内に有する者（以下「市内企業」という。）を優先し選定するよう努めること。ただし、工事の性質等により市内企業に発注することが適当でない場合は、本市内に支店や営業所を有する業者を優先し選定するよう努めること。また、資機材等の調達、納品等においても同様とする。

### (3) 事業の継続が困難となった場合の措置

本工事において、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、建設工事請負契約に定める。

## 第8章 その他

### 1. 必要事項等の追加

募集要領等に定めるもののほか、本プロポーザルの実施にあたって必要な事項が生じた場合には、資格審査結果の通知前においては本市ホームページにおいて公表する。適宜、ホームページにおいて確認すること。また、資格審査結果の通知後においては参加者（構成員1）に通知する。

### 2. 情報公開及び情報提供

京丹後市情報公開条例（平成16年4月1日 条例第7号）に基づき情報公開を行う。また、本工事に係る情報提供は、適宜、本市のホームページを通じて行う。

別紙 1 価格提案書等の提出用封筒作成要領

封筒【表】

京丹後市長 中山 泰 宛

価格提案書

工事名 京丹後市最終処分場整備工事

※朱書

封筒【裏】

印 印 印

企業名または代表構成員  
 〇〇県〇〇〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号  
 〇〇〇〇株式会社  
 代表取締役 〇〇 〇〇

印

※住所・企業名はゴム印でも可。また、縦書でも可。

- ・ 封筒の大きさ : 長形 3 号 (120mm×235mm)
- ・ 封筒の中に入れるもの : 価格提案書 (様式第 11 号)、  
 提案価格参考資料 (様式第 11 号 (別紙 1)、(別紙 2))